

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）<u>並びに医療法施行条例（平成24年岩手県条例第69号。以下「条例」という。）</u>を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（既存病床数及び申請病床数の補正の基準）</u></p> <p>第2条 <u>条例第2条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもの（以下「業務災害労働者」という。）のみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は申請に係る病床数に次の式により算定した数（その数が0.05以下であるときは、零）をそれぞれ乗じて得た数を既存の病床数及び申請に係る病床数として算定すること。</u></p> <p><u>病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務災害労働者以外の者、従業員等以外の者又は入院患者以外の者（以下「職員以外利用者等」という。）の数</u></p> <p><u>当該病床の利用者（以下「当該病床利用者」という。）</u></p>

の数

(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床（以下「放射線治療病室等の病床」という。）であって、これらの病室の入院患者が当該病室における治療が終了した後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの（以下「病床確保済み放射線治療病室等病床」という。）については、既存の病床数及び申請に係る病床数として算定しないこと。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数として算定しないこと。

2 職員以外利用者等及び当該病床利用者の数並びに病床確保済み放射線治療病室等病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかったときは、申請に係る病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 申請に係る病床数についての職員以外利用者等（隊員及びその家族以外の者並びに業務災害労働者以外の者を除く。）及び当該病床利用者の数並びに放射線治療病室等の病床であって、これらの病室の入院患者が当該病室における治療が終了した後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（病院の施設の構造設備の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する病院の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(申請書、届書の様式)

第2条 [略]

(検査の申請)

第3条 [略]

(使用許可証の様式)

第4条 [略]

(書類の経由)

第5条 [略]

附 則

1 [略]

2 [略]

(1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと(消毒施設を有する病院に限る。)

(2) 談話室 療養病床の入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。

(3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準)

第4条 前条第2号から第4号までの規定は、条例第8条第2項の規定による規則で定める療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準について準用する。

(申請書、届書の様式)

第5条 [略]

(検査の申請)

第6条 [略]

(使用許可証の様式)

第7条 [略]

(書類の経由)

第8条 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(医療法施行細則等の廃止)

2 [略]

(経過措置)

3 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年省令」という。)の施行の日以前から存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養病床群(以下「旧療養型病床群」という。)に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令

第35号。以下「平成10年省令」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる平成10年省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号。以下「平成5年省令」という。）
）附則第6条の規定の適用を受けている病院（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第3条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、同条第2号から第4号までの規定は、適用しない。

4 平成13年省令の施行の日以前から開設されている診療所の建物（平成13年省令の施行の日以前から存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成13年省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年省令第8条の規定による改正前の平成10年省令附則第6条の規定の適用を受けている診療所（平成13年省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち第4条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。